

長州藩の出版事業のはじまり (二)

『国史纂論』の場合――

はじめに

天保以降、長州藩によって出版された最初の書である『事斯語』の出版経緯を、拙稿「長州藩の出版事業のはじまり―『事斯語』の場合」(『江戸文学』第三十九号二〇〇八年十一月)でたどった。本稿は、これに続くものであり、『事斯語』の次に長州藩が出版した『国史纂論』の出版過程を追う。拙稿でも述べたように、藩版の実態が十分に明らかでない現段階の研究状況においては、藩版の具体的事例をひとつひとつ掲出していくしかない。そこで、本稿でも『事斯語』の場合と同じように、山口県文書館所蔵の毛利家文庫をはじめとする長州藩の藩政

蔵本 朋依

文書を繙き、その事例を検討しながら稿をすすめることとする。^{①)}

1 書誌

『国史纂論』の板本は大本の十冊本と半紙本の五冊本に大別される。まず、十冊本のうち、山口県立山口図書館所蔵本の書誌を以下に記す。

巻冊 十卷十冊
書型 大本、縦二十五・八センチ 横十七・五センチ
表紙 紺色
題簽 「国史纂論 一(〜十)」

見返し 「山県禎著／国史纂論／長門明倫館蔵版〔印〕」、

印Ⅱ「玉巖／書堂／発兌」

構成

・「国史纂論序」…文末に「弘化三年季春月／
大学頭林銑造文」とあり。五丁。

・「国史纂論序」…文末に「天保十年己亥春三
月山県禎文詳書于太華書堂芸窓下／生方寛書」
とあり。四丁。

・「国史纂論凡例」…文末に「天保十年己亥春
二月山県禎誌」とあり。二丁。

・「引用諸家姓名」…二丁。

・本文…各巻内題下に「長門 山県禎 編」
とあり。巻一、二十八丁。巻二、三十八丁。

巻三、四十一丁。巻四、三十七丁。巻五、三
十九丁。巻六、三十六丁。巻七、三十七丁。

巻八、三十三丁。巻九、三十四丁。巻十、三
十五丁。

・「書国史纂論後」…文末に「弘化二年嘉平月

東奥安積信撰」とあり。一丁。

・跋…文末に「弘化己巳秋八月／長門侍講 小
倉実敏謹識」とあり。半丁。

・跋の丁の裏…中央下部に「山県半七禎著」
とのみ記され、上部には「明倫／館／蔵版」

の朱印（陽刻）あり。半丁。

・「玉巖堂製本書目」…九丁。

奥付 「弘化三年丙午四月／東都書林／芝神明前／岡

田屋嘉七／横山町三丁目／和泉屋金右衛門」

見返しの印や巻末の書目の「玉巖堂」は、奥付に名が
記された和泉屋金右衛門。

管見に及んだ十冊本のうち、「玉巖堂製本書目」を付
すものは右の山口県立山口図書館所蔵本のみ。萩市立図
書館所蔵本は、「玉巖堂製本書目」を欠く。萩博物館渡辺
文庫所蔵本と架蔵本は、「玉巖堂製本書目」と見返しの印
を欠く。岩国徴古館所蔵の二本、明治大学附属図書館所
蔵本（毛利家旧蔵）、内閣文庫所蔵本は、「玉巖堂製本書
目」、見返しの印、奥付を欠く。これら十冊本は、どれも
刷りの状態がよく、初刷りに近いものようである。

十冊本の後刷りと思われるのが、半紙本の五冊本。東
京大学総合図書館、明治大学附属図書館、内閣文庫、無
窮会神習文庫で所蔵を確認した。いずれも見返しの「長

門明倫館蔵版」の下には「長門／蔵版／局章」の印があり、跋の丁の裏の「明倫／館／蔵版」印、「玉巖堂製本書目」、奥付はない。刷りの状態は十冊本より明らかに劣る。これらは、慶応頃に長州藩の出版を扱う部署として設置された蔵版局で印刷、製本されたものだと思われる^②。

なお、明治以降に出版されたものも数種類存する^③。

著者は、長州藩儒山県半七。徳川光圀著『大日本史』

・林道春著『羅山文集』以下二十八家、三十四部の書より、神武天皇の時代から慶長三年八月の秀吉没に至るまでの史論を抜粋してその各条に著者の評を付す。山県は「国史纂論凡例」で著作の趣旨を、「国史を読む者をして、是非を弁じ、得失を明らかにし、前代に法り、往事を監みて、勸懲する所有らしむ。」（原漢文）と述べる。

2 山県半七

『国史纂論』の著者山県半七は、名禎、通称半七、字文祥のちに文詳^④、号太華、芸窓主人。天保六年一月二十八日より嘉永三年十二月二十九日まで藩校明倫館の学頭を務める。慶応二年八月二十六日没、享年八十六歳。

文化七年から慶応二年に至るまでの山県の日記『芸窓日録』が山口県文書館吉田樟堂文庫に存する。ただし、吉田樟堂（祥朔）による筆写本。以下、本稿で引用する際は私に句読点を付した。

3 出版経緯

以下、『国史纂論』出版の経緯を毛利家文庫所蔵の藩政文書に基づいてたどる。引用した文書には便宜上【1】から【9】の整理番号を付し、その下に文書の発令された年月日を記した。引用文には私に句読点を施し、必要に応じて傍線・番号・注（≧ ≧内に入れて記す）を付した^⑤。

○出版の決定

【1】

④ 内演説

⑤ 本書国史纂論如願上木被仰付、御蔵板に可被仰付候事。

私儀先年編録仕置候国史纂論、先御在国之節は御

内会をも被仰付難有仕合に奉存候。於世上候ても追々一覽仕度相望候者も余分有之候得共、草本各部之外無之、差問申候。右纂論編録之儀は、何卒国史に因候て後世人君鑑戒之為にと相考編録仕置儀に付、願は上木仕、世上えも弘メ申度奉存候得共、大分之紙数有之、自力にて相調不申、差問申候。先年山根六郎・佐々木逸平・片山順甫挿詩文集上木之節は彫刻料之儀相願候て 上より被遂御了簡候儀も有之候様承り申候。何卒右御見渡を以、当時御時節柄之儀千万奉恐入候得共、右上木御詮儀被仰付被下候は、難有仕合奉存候。私儀も追年老衰仕候に付、何卒存命之内右上木相調置度奉存候。且は、右様之儀被入御精候も文学御引立之一端にも可被為当哉と奉存候間、何卒此段被遂御詮儀被下候様奉存候事。

山県半七

巳七月廿一日、小倉尚蔵え渡之。御国えは尚蔵より申越候様申授候事。

(毛利／11政理／140「流弊改正控」)

傍線部①「内演説」の「演説」とは、長州藩においては「自己の意見や希望・訴・願などを上局に対して陳述するための覚書」で、【1】は山県が自著の『国史纂論』を藩の援助を受けて出版することを願ひ出たもの。ただし、この「内演説」自体には作成・提出のいずれの日付も記されていない。

「内演説」冒頭には、先の藩主の在国中、藩主の御前にて『国史纂論』の「御内会」が行われていたとある(傍線部③)。藩主もすでに『国史纂論』のことは存じ寄りという前提であるようだ。そして出版を願う理由が次のように述べてある。この書を一読したいと望む者も多くあるが、稿本一部しかないので差障りが生じていること(傍線部④)。この書は、後世の君主が戒めとすることを願つて、日本史上の出来事を著したものであるので、望むところは出版し、巷間へも広めたいと考えていること(傍線部⑤)。さらに自身老衰の身であるので存命のうち出版を成したいこと(傍線部⑥)、延いてはこの出版は藩の文学の「引立」、つまり興隆に一役買おうと思われること(傍線部⑦)も書き添えられる。

続いて、出版に際しては版の援助を期待していること

が記してある。その理由は、紙数が多いため自力で出版費用を捻出するのは無理であるということのようだ（傍線部⑥）。そして過去の例をみると、山根六郎（南溟・佐々木逸平（竜原）・片山順甫（鳳翽）などの詩文集の出版の際は、彫刻料の援助の願い出に対して、藩主よりの取計らいがあつたことを指摘している（傍線部⑦）。この三名の長州藩儒の詩や文は、それぞれ『南溟先生詩集』（寛政九年刊）・『竜原先生文集』（文化元年刊）・『鳳翽集』（文化八年刊）として刊行されている^⑧。これらの刊本の序跋文のうち、『南溟先生詩集』に収められた藤昌盈の「題尾」（柱題による）には「公特賜金、為上梓之費焉」という一文があり、九代藩主斉房より詩集の刊行のための費用を賜ったことが記されている^⑨。そこで、『国史纂論』もこれら過去に出版された詩文集に倣つて、藩の援助が受けられるように審議してほしいというのである。

〔2〕弘化二年七月二十一日

《引用1》

① 巳七月廿一日及 御聞。

② 拾万石以上之御方様御蔵板御書物之儀に付、別紙

之通先達て御触達有之。^③其後追々御板刻相成候御方様御書物等別紙之通相聞候。^④右に付ては於御家も御板刻可被仰付御事哉に相見候。^⑤然処山県半七近年国史纂論著述任、上木之内存有之候処、少身者多分之雜費に不及力、依之御蔵板被成下候様内願仕候。於御家、是迄周南集・鶴台集・南溟集等詩文集は四五部も板刻有之候得共、経史之類は絶て無之候。^⑦昨年松平大和守様頼山陽著述之日本外史御板刻相成、世上専ラ流布仕候。右史中 御当家之御事蹟に至り、段々謬誤有之、御心外之儀も有之候へ共、至于今候ては致方も無之候。^⑧御当家無類之御名家之段は素より世上普く存居候事に御座候へ共、都て国書類をば御密用を第一に仕、相互に秘相秘相候風俗故、巨細之御美事世上え不漏儀多く有之候。^⑨元就公記・陰徳太平記等御末家岩国にて出版、得手勝手之著述専ラ被相行候故、自然と外史にも相誤候儀に相見候。^⑩千年之下青史に無之ては善悪之跡難相知儀に付、国書類追々上木被仰付度、左候はゞ御美跡不朽に相伝り、自然と謬誤之説弁別可仕哉。就ては 御三靈様御事蹟口篇集相調候はゞ、御取捨之上、御板刻をも

被仰付候様^①認立被仰付度御事に相見候。纂論中^②御
 当家之議論余り無之候付、各別弁別之御為には不相
 成候得ども、是迄経史之類板刻無之事に候へば、当
 時之儀世上之響旁上木被仰付度、且又 公边被仰出
 之旨に付、追々御並方様御板刻事有之候付ては大部
 之書物御蔵板之詮議も不被仰付ては被相済間敷哉に
 も相見候へば、^③先差向纂論上木被仰付候てはいかゞ
 可有御座哉と評議仕候。^④右様被仰付儀に候はゞ、小
 倉尚蔵え相授候て林家え承繕旁内運仕候様可被仰付
 哉。

《引用2》

諸侯方御蔵板之覚

詩緝

通鑑

四朝別史

春秋三伝石経

□纂三経

□礼義疏

隋書

酒井雅楽頭

藤堂和泉守

松平駿河守

堀田備□守

松平讃岐守

細川□中守

松平讃岐守

明史紀事本末

明史稿

□岳珂本

周礼

日本外史

南北史

□全書

廿二史劄記

朱子文集纂編

四書輯疏

□史紀事本末

唐開成石経

詩書易

欽定四経

文献通考正統

右は^⑤当巳年迄被仰上候御蔵板之分記上申候。以上

巳六月

《引用3》

丹羽左京大夫

榊原式部太輔

阿部能登守

松平大和守

松平出羽守

松平大和守

松平肥後守

水野越前守

松平肥後守

立花□□将監

松平左京大夫

松平加賀守

松平加賀守

水野越前守様被成御渡候由にて御書付写壱通。

天保十三寅六月廿日大御目付中よりの御廻状を以
到来之写。

文学之儀は当時格別に御世話被為 在、追々官板も被
仰付候処、^⑧諸家蔵板に至り候ては僅に数十部には不相
過哉に候。一体大身之輩は心懸次第大部之書一二部宛
も蔵板に致し、普く後来えも相伝候様有之度事に候。
此段十万石以上之面々え無急度可被達置候事。

六月

《引用4》

大御目付中よりの御廻状写。

松平安芸守様衆・上杉弾正大弼様衆より御同席廻
状を以天保十三寅七月十四日到来之写。

^⑨拾万石以上之面々蔵板書物之儀此度御触出候処、大
部之品折角出来候ても学問所官板を始、諸家蔵板又は
坊刻之品等重複候者無益之儀に付、新規板刻可申付見
込之品は林大学頭并御儒者之内え前以一応問合可有之
候。右之趣被得其意御同列中不残様無遅滞可有通達候。
答之儀は先々從銘々不及挨拶、各より神尾山城守方え

可被申開候。以上

(毛利／56継立原書／82「諸窺書」)

【1】の山県の「内演説」を受けて、藩政府に提出さ
れた『国史纂論』出版についての伺書およびその関連史
料。便宜上、伺書を《引用1》、「諸侯方御蔵板之覚」を
《引用2》、幕府の御触れ二件を書き写したものを《引用
3》・《引用4》⁽¹⁰⁾とした。なお、この文書は虫喰のために
判読が困難な箇所がいくつかある。「両公伝編年史料」(『両
公伝史料仮目録』²⁰⁷⁸)にこの文書を書写したものが存す
るので、適宜参照としたが、それでも判読不明の場合は
□で示した。

まず、《引用1》では、天保十三年に幕府より出され
た藩版に関する御触れが話題にされている(傍線部②)。
御触れを書きとめた「別紙」とは、《引用3》《引用4》
に当たる。『国史纂論』の出版は、この御触れと大いに関
わっているようである。《引用3》は、十万石以上の大藩
に対して、蔵版を興すことを奨励したもの。諸藩の蔵版
がわずかに数十部に及ばない状況下、「大身之輩」、すなわ
ち「十万石之面々」は大部の書籍を一、二部ずつくらい

は蔵版として出版し、広く後世へ伝えるようにと記されている(傍線部⑧)。《引用4》は、《引用3》を補ったもので、諸藩が《引用3》の御触れを受けて大部の書を出版する際、それが既刊の官版・藩版・町版と重なれば無駄となってしまうので、新たに版に刻もうとする場合は林大学頭ならびに幕府の儒者へ前もって問い合わせをしてほしいという内容である(傍線部⑨)。

《引用1》の伺書に戻ると、先に幕府によって十萬石以上の藩に対して、藩版を奨励するという御触れがあり(傍線部⑩)、この御触れを受けて出版された藩版は「別紙」のとおりであるという(傍線部⑪)。この「別紙」とは、《引用2》の「諸侯方御蔵板之覚」で、「当巳年(弘化二年)迄被仰上候御蔵板之分」(傍線部⑫)の書名とそれを出版した大名家が記してある。

このような状況下、長州藩も出版事業に取り組みざるを得ないのではないかとの提言がなされる(傍線部⑬)。そこで、ちょうど今、山県半七が自著『国史纂論』の出版を希望しているが、彼は俸禄の少ない身で出版費用を負担することが無理なため、これを藩の蔵版にしてほしいと「内願」しており(傍線部⑭)、差し当たつてのとこ

ろはひとまず『国史纂論』を出版しておいてはどうかという案が示される(傍線部⑮)。

続いて、歴史書である『国史纂論』を出版する意味が述べられる。まず前提として、これまで長州藩士の著作で出版されたものに「周南文集・鶴台集・南溟集等詩文集」⁽¹¹⁾はあるが、経書・史書の類は皆無であるという(傍線部⑯)。このような中、昨年弘化元年に川越藩主松平大和守齊典により頼山陽の著『日本外史』が出版され、世間へも流布した⁽¹²⁾が、そのなかの毛利家に関する事柄に誤りがあるという。これは心外ではあるが、『日本外史』が世間に広まった今となつては致し方もないとも書き添えである(傍線部⑰)。この『日本外史』に誤りが記された理由の一つめとして、これまで長州藩では「国書類」はすべて「御密用」⁽¹³⁾にしておくことを第一とし、互いに秘しておくならわしだった⁽¹⁴⁾ため、あらゆる立派な事柄が世間にもれ出ることがなかったこと(傍線部⑱)、二つめとして、末家の吉川家(岩国藩)が「元就公紀」「陰徳太平記」などを出版したため、吉川家にとつて都合よい著述ばかりが横行し、これが自然と『日本外史』にも採られ、誤りが記されるに至つたと考えられることがあげられて

いる(傍線部⑩)。つまり長い歴史を有するにも関わらず、毛利家にはその歴史を記した書がないことが影響しているという(傍線部⑪)。そこで、「無類之御名家」(傍線部⑧)である毛利家の正しい歴史を伝えるにはどうしたらよいかということになり、「国書類」を出版すべきであるという考えが示されている(傍線部⑫)。そして具体的に「御三靈様御事蹟」の編集⁽¹⁵⁾が調ったならば、ゆくゆくは出版すべきことを提案している(傍線部⑬)。しかし、それが即実行できない現段階では、たとえ『国史纂論』の毛利家に関する記述が十分でなく、この書によって誤りを見分けることまでは無理であるとしても(傍線部⑭)、とりあえずこの書を出版しておきたいという結論に至っている。

そして、もし『国史纂論』出版が許可されるならば、小倉尚蔵(御側儒者)に林家への申入れ等をはじめとする出版に関する事務を仰せ付けてほしい旨が記される(傍線部⑯)。

この伺いは弘化二年七月二十一日に藩主の御聞きに達し(傍線部⑰)、藩の蔵版として出版することが許可されている(【1】の傍線部⑱)⁽¹⁶⁾。

○出版手続き

【3】弘化二年七月二十二日

小倉尚蔵

右、山県半七著述之国史纂論上木被仰付、御蔵板被

仰付候間、林家え申入其外取扱被仰付候事。

巳七月廿二日、谷より授之。

(「流弊改正控」)

弘化二年七月二十二日、小倉には「林家え申入」や、その他の出版にかかわる諸般の仕事が仰せ付けられた。

「林家え申入」とは、【2】の傍線部⑯に做ったものか。

また、天保十三年六月十日付の御触れには「右之通、町触申付候間、諸家蔵板之儀も右二准し、其以前、当人より学問所へ草稿差出仕差図、彫刻出来之上、一部宛学問所へ可相納候」(『幕末御触書集成』所収「四七一〇」)とあり、藩版も「町触」に準じて、事前に学問所へ草稿を提出し、差図を仰ぐことになっていた。

○序跋文の依頼

【4】弘化二年八月一日

覚

申出之通被仰付候事。

此度山県半七著述国史纂論上木被仰付、御蔵板に被仰付、誠に結構之御儀、於半七も無此上難有可奉存候。左候得ば半七自序御座候得共、別に序を林大学頭様、跋を安積祐助え御頼被仰付候はゞ、此書之文飾にも相成、他藩之見聞も可宜と奉考候間、左様被仰付候様に奉存候。以上

八月朔日

小倉尚蔵

巳八月四日、小倉尚蔵え渡之。

(毛利／15文武／75「文武御興隆沙汰控」)

『国史纂論』に山県の自序のほか、大学頭林樾字の序文と安積良斎の跋文を掲げ、小倉が願ひ出したもの。序跋を大物儒者に請う理由として、『国史纂論』を華々しく飾りたてること、他藩の「見聞」がよいであろう

ことをあげる(傍線部)。

【5】弘化二年八月十七日

覚

申出之通被仰付候事。

此度国史纂論御蔵板被仰付候に付、序を林大学頭殿、跋を安積祐助え御頼相成、大体事揃居候得共、^①当时古賀小太郎殿営中向首尾能御用も節々被相蒙、且世上之評判も宜候に付、序文御頼相成候はゞ、弥此書世評宜相聞流行仕候一端相成可申と奉存候。^②縦上木被仰付候共、世上之信向薄ク候ては如何に御座候故、^③当时高名之三人序跋も御座候はゞ、愈以尊信不一通、御国之光にも相成可申候間、左様被仰付候様に奉存候。以上

八月十七日

小倉尚蔵

巳八月十七日、小倉尚蔵え渡之。

(「流弊改正控」)

小倉はさらに古賀侗庵の序を付すことを願ひ出る。古

賀にまで序文を依頼する理由は以下のとおりである。現在幕府で活躍している古賀は、世間の評判もいい人物であるから、彼の序文を載せたなら『国史纂論』は世の評判を呼び、流行につながるのではないか（傍線部①）。たとえば出版しても世の人々の信用が薄くてはどうにもならないので、今の世に名高い三人の序跋を掲げることができたならいっそう信頼を得ることができるよう（傍線部②）。名家の序跋を冠することにより、藩版としての面目を調えようと画策していることがうかがえる。

ただし、管見に入った板本には、林の序と安積の跋は載せられているが、古賀の序および跋はない。古賀の文を貰うという希望までは叶わなかったようである。

○板本の完成

【6】弘化三年閏五月十五日

一、国史纂論一部宛

毛利彝次郎

毛利能登

毛利蔵主

毛利隠岐
益田刑部
宍戸丹後
志道隼人
右、今度御蔵板出来に付き、御内々被下之候事。

一、同一部宛

周布勘解由
赤川喜兵衛
小倉尚蔵
仁保弥右衛門
福原与左衛門
梅田九兵衛
坪井九右衛門

右、上木に付遂心配候付、被下候事。

午閏五月十五日、丹後殿より当役方は於黒書院被達、其外は於御用所被仰渡之。

〔流弊改正控〕

弘化三年には板本が出来上がったようで、【6】は、

板本の完成に際して、当役毛利驍次郎他六名および出版に携わった周布勘解由・赤川喜兵衛・小倉尚蔵他四名に『国史纂論』一部を下賜することを伝えるもの。

【7】弘化三年閏五月十七日

- 一、御召下御帷子一
- 一、国史纂論拾部
- 一、金子拾両

山県半七

右著述之国史纂論、今度御蔵板被仰付候。右は偏に学業抽数年遂苦劳候故之儀にて世之益に相成、御外聞旁一段之事に候。依之右之通拝領被仰付候事。午閏五月十七日、於御用所被仰渡之。

(毛利ノ38御意控ノ18「御意口上控」)

著者の山県には、「御召下御帷子一」「国史纂論拾部」「金子拾両」拝領が仰せ付けられた。

【8】弘化三年六月五日、七日

- 一、国史纂論五部

明倫館

- 一、同式部宛

越氏塾

山口講堂

右此度御蔵板被仰付候に付、被相納候事。

午ノ六月五日、明倫館之儀は判事役国司仁左衛門え各より授之。坪井

午ノ六月七日、越氏塾之分は三田尻都合人天野九郎右衛門え各より授之。梅田

《貼紙あり。「山口之分御代官出郡に付追て之御沙汰相成筈候事。」》

(「御意口上控」)

明倫館には五部、越氏塾と山口講堂には二部ずつ、『国史纂論』が納付された。

○書林による売弘

【9】弘化三年十月二十日

- 一、国史纂論

右、市中書林におゐて売弘之儀相願候はゞ、下渡被仰付、明倫館御売弘直段を以売弘候様被仰付候事。

午十月廿日、明倫館判事沙汰也。

(毛利／15文武／81「明倫館沙汰並越氏塾其外控」)

『国史纂論』を「市中書林」が販売したいと願いだした場合には、下げ渡しをして、明倫館で売り渡ししている値段で販売するよう命じるという内容である。「市中書林」とは、この場合は江戸の岡田屋嘉七および和泉屋金右衛門を指すか。これまでにみた『国史纂論』出版の趣旨から、中央の書肆での販売は当然行われるべきことであった。

おわりに

『国史纂論』は、自著を出版したいという著者山県の思惑と、藩版を興さなくてはならないという藩の事情が相俟って出版が実現したといえる。十万石以上の大藩に対して、蔵版を興すことを奨励した御触れを、長州藩はかなり意識しているようであり、これ以降も出版事業は続けられていく。これ以降の出版の事例は別稿にて順次紹介したい。

【注】

(1) 『国史纂論』の出版については、すでに山口県文書館所蔵「両公伝史料」の「忠正公伝」第六編第二章第三節「両公伝史料仮目録」¹³⁸⁴に「国史纂論の上梓蔵版」として略述されている。

「両公」とは、十三代藩主毛利敬親（忠正）と十四代藩主元徳（忠愛）。旧毛利家の両公伝編纂所が昭和四年から二十年にかけて、両公の事績を顕彰する目的で史料を収集して伝記を編纂したが、出版には至らず、稿本のみで残されたのが「両公伝史料」である。

(2) 山口県文書館所蔵『蔵版書籍総目録』（解説と全文の翻刻は拙稿「山口県文書館所蔵『蔵版書籍総目録』について―附翻刻―」（『鯉城往来』第四号 二〇〇一年十二月）の『国史纂論』の項には、書名の下に「本十冊／合為五巻」、板木数の後に「右、山県半七編集、天保年間於江戸彫刻、陸宣公奏議一同当局取寄せ候事」とある。

(3) 管見に及んだものに次の五種類がある。

① 見返しに「長門明倫館蔵版」、奥付に明治十一年一月「出版」、「翻刻人」松村九兵衛の活版本。一冊。（国立国会図書館 マイクロフィルム YDM479）

②本文で書誌を示した板本の覆刻本。明治十一年二月「出版」、「翻刻出版人」鈴木瀧三郎。十卷五冊。(内閣文庫) 41—186)

③見返しに「明倫館藏版」、奥付に三木義記他三名「翻刻人」、明治十一年四月「刻成」。十卷五冊。(国立国会図書館210.1—Y233K)

④『標註国史纂論』。土田泰藏標註、「中外堂藏版」、明治十一年四月「出版」、「出版人」柳河梅次郎。十卷十冊。(内閣文庫141—193)

⑤『箋註国史纂論』。河村貞邦、清水繁藏箋註、「三余書屋藏版」、明治十四年四月「刻成発兌」。十卷十冊。活版本。(内閣141—192)

このほか、「榑崎隆存編『国史纂論字引大全』(明治十二年十月「出版発兌」、架蔵)も存する。

(4)『山口県系譜』(山口県文書館吉田樟堂文庫58)、近藤清石著「増補 防長人物誌」(防長史談会発行 昭和八年一月(昭和五十九年六月にマツノ書店より覆刻)、吉田祥朔著「増補 近世防長人名辞典」は名を「文祥」とするが、『国史纂論』の署名および印の模刻は「文詳」。改名は、『芸窓日録』の文政十年十二月九日に「若君様御実名家祥卜為称候二付、御国中祥ノ字名乗二用候儀用

捨仕候様二と御触二て申来」とあるのによると思われる。

(5)以下、本稿中に示す藩士の役職は『役人帳』(山口県文書館「県史編纂所史料」八)、『役員進退録』(山口県文書館「両公伝史料仮目録」1031〜1037、樹下明紀・田村哲夫編「萩藩給録帳」(マツノ書店 昭和五十九年八月)によった。

(6)括弧内の記述のうち、「毛利」は毛利家文庫であることを示したもので、次の数字は八十一ある毛利家文庫の整理区分、その次の数字は各整理区分内の史料番号と史料名。以下同。

なお、「流弊改正控」収録の文書は、すでに『山口県史 史料編 幕末維新2』(平成十六年六月)に翻刻されている。

(7)山口県文書館編修『防長風土注進案 第二十二巻 研究要覧』(昭和四十一年三月 山口県立山口図書館発行)収録の「用語解説」による。

(8)『南溟先生詩集』・『竜原先生文集』・『鳳翽集』の板本はすべて山口県立山口図書館で確認した。

(9)『竜原先生文集』『鳳翽集』については、序跋文からは藩が出版費用を援助したことを確認できなかった。なお、宮田尚氏は「片山鳳翽と、その周辺(一)——吉敷の先生

墓と記念碑―」（『地域文化研究』第七号 一九九二年三月）で、『鳳翽集』の刊行と墓碑の建立が同じ年の同じ月に行われたこと、またこれらの事業に吉敷毛利氏の中樞につながる人々が深くかかわっていたことを指摘し、「表向きは門弟たちによる私的な企画であったとしても、実質は吉敷毛利氏にとって、なかば公的な事業であった可能性もある」と述べる。

- (10) 《引用3》は、石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』巻五、「七十八 曆書其外書籍并板行等之部」（一九九四年八月 岩波書店）所収「四七一―」に該当する。《引用4》は右書には未収。

(11) 「周南集・鶴台集・南溟集等詩文集」とは、『周南先生文集』（宝暦十年刊）・『鶴台先生遺稿』（安永七年刊）・『南溟先生詩集』（寛政九年刊）のこと。『周南先生文集』と『鶴台先生遺稿』の板本も山口県立山口図書館で確認した。『南溟先生詩集』は前述したとおりで、『鶴台先生遺稿』は出版に際して藩より費用を賜った旨が秦兼虎識の跋に記されている。『周南先生文集』は出版の際、藩の援助があったことを序跋文から見出すことはできなかったが、周南が藩を代表する儒者であること、著書が大部であることなどを考え合わせると藩の援助があったこと

は大いに考えられる。なお笠井助治氏は『近世藩校に於ける出版書の研究』（一九六二年三月 吉川弘文館）で、

『周南先生文集』は「藩府より費をおおいで版刻したものである」と記しているが、何に依拠したのかは不明。

- (12) いわゆる「川越版日本外史」。弘化元年十二月刊。「川越版日本外史」によって『日本外史』は普及したという（頼惟勤氏「『日本外史』への手引き―跋に代えて―」岩波文庫『日本外史』（一九八一年十二月）所収）。

- (13) 毛利家が関が原の戦いで徳川家に敵対した過去のあることが影響しているか。

(14) 「元就公記」は、松岡頼利著『元就公記』のことか。管見に及んだ『元就公記』は、毛利家文庫所蔵の二本（毛利／16叢書／1「松岡覚書」、毛利／14軍記／1「元就公記」と、山口県立山口図書館所蔵の一本。これらはすべて写本。『国書総目録』には右三本のほか、内閣文庫に所蔵があることが記されているが、これも写本。なお、著者の松岡は長州藩士。「松岡頼利家譜録」に『松岡三兵衛頼利、秀就公御代二元就公御一生之御軍記相調候様二被仰渡相調差上候』と記されている」という（『毛利家文庫目録』第一分冊 一六頁）。

一方、『陰徳太平記』の出版に際し、岩国藩がその費

用を負担したことは笹川祥生氏により指摘されている(『正徳二年板本 陰徳太平記』 解題〈臨川書店 昭和四十七年九月〉)。また同氏は、萩藩における『陰徳太平記』への反響を、『新裁軍記』序よりうかがい知ることができ、ることも指摘しておられる。『新裁軍記』は享保年間萩藩御密用方が編纂した元就の軍記。その序の一部は以下のとおり。

陰徳太平記ハ岩国ノ香川某記シタリ諸家他家混雑シ其誤殊ニ多ク采録スルニ足ザレトモ書ノ体実録ノ様ニ信仰スル人多キナレハ異説ヲ挙テ論駁シ誤リヲ正スナリ

(15) 文政六年二月、御内用掛内に「御三靈御事蹟御記録御用掛」・「御三靈御事蹟取調掛」・「同助筆」が設立されている(時山弥八著『増補訂正 もりのしげり』〈原書は大正五年十一月刊、昭和四十四年二月赤間関書房発行の復刻本を使用〉所収「旧長藩職役一覽表」)。

(16) 『芸窓日録』の弘化二年八月七日には、「先達而国史纂論上木之儀ニ付左之通上御用所迄内演説差出置候処、御刎紙相成、被差下候事」の記述に続いて、「【1】の「内演説」が書き留めてある。